

1 開催日 平成 26 年 7 月 31 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 36 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 37 号 高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 38 号 平成 27 年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第 5 市教委第 39 号 平成 27 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第 6 市教委第 40 号 高知市公立学校教員に係る措置について

日程第 7 市教委第 41 号 平成 27 年度使用高知地区小学校教科用図書(学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書を除く)の採択について

4 報告

○高知市立中学校生徒の問題行動について

○土佐山小中一貫教育校の通称決定について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	森 田 洋 介
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	野 村 能 教
	生涯学習課長 (参事)	吉 野 晴 喜
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	教育研究所指導主事	小笠原 佳 子
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由 紀 子

1 平成 26 年 7 月 31 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 55 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 2 時 00 分

谷委員長

ただいまから、第 1133 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

西森委員

承知しました。

谷委員長

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 36 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の吉野でございます。よろしくお願いいたします。高知市青年センター条例第 21 条に定めます高知市青年センター運営委員会委員の交代についてご説明させていただきます。運営委員会は、青年センターの運営に関しまして、教育委員会の諮問に応じるとともに各種事業に企画及び実施について教育委員会に対して意見を述べることができます。定数は 10 名以内で、任期は 2 年でございます。2 ページをお開けください。今回、校長会からの推薦によりまして、昨年 8 月 1 日から 2 年間の任期の途中ではございますが、高知市立西部中学校校長黒瀬絹江さんを解職しまして、新たに高知市立潮江中学校校長坂本昌二さんを委嘱するものです。なお、新任の坂本さんの任期につきましては、高知市青年センター条例第 22 条第 3 項に基づきまして、前任者の残任期間となりますことから、今議案の議決の日の翌日から平成 27 年 7 月 31 日までとなります。4 ページをお開けください。委員名簿でございます。現在、9 名の委員中 3 名の方が女性でありますので、委員会におけます女性の比率は、約 33 パーセントとなっております。以上でございます。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいですか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

谷委員長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委 36 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 36 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 37 号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。高知市立自由民権記念館協議会の委員につきましては、委員の任期が満了いたしましたので、新たに 2 年間の委嘱を行おうとするものであります。条例第 26 条

に運営に関して教育委員会の諮問に応じるとともに教育委員会に対して意見を述べる機関として協議会を置く。8人以内をもって組織する。任期は2年とする。と規定してあります。6ページをご覧ください。今回委嘱をしようとする委員さん8名のうち7名は再任でございます。この名簿7番の新任の坂本龍馬記念館主任学芸員の亀尾美香さんをお願いしたいと考えています。前任の高松恵さんは多忙につき委員が困難であるということでございましたので、坂本龍馬記念館をお願いしたところでございます。説明は以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいですか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第37号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第37号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4 市教委第38号「平成27年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の野村でございます。

平成27年度に高知商業高等学校で使用する教科書採択について、ご説明いたします。資料といたしまして、ホッチキス止め2枚の資料「平成27年度使用高等学校教科書(案)」と、A4版横でございます「平成27年度 使用高等学校用教科書採択資料」をお届けしております。この2つの資料を使って説明させていただきます。

まず、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なりまして、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に則して、各学校が採択委員会を組織し、作成した採択案を、教育委員会の職務権限として教育委員会で決定することになっております。また、ホッチキス止め2枚の資料「平成27年度使用高等学校教科書(案)」をご覧ください。網かけでお示ししておりますものが平成26年度、新たに採択しようとするものです。それ以外は、昨年と同じ教科書を使用するものです。この案は、A4版横資料1ページから4ページまでの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。この教科書は資料の15ページから23ページまででございます1,005種1,045点の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を記した教科書目録の中から選択をされたものです。この採択方法については、教科書の発行者から送られてきました見本本を、高知商業高等学校の各教科担当者で、採択委員会を持ち、意見を集約し、選定理由を付して取りまとめております。平成27年度新たに使用するもの又は使用を変更するものは、全日制で9点、定時制で7点、計16点の新しい教科書の使用を予定しておりまして、その選定理由をA4横の資料5ページより網かけをして示しております。

まず5ページ左端に新規・変更の欄に丸印がございます。まず上から2つ目の『国語表現A』、発行者は教出でございます。それから、上から4つ目『古典A』、これも教出でございます。次に7ページにいらっしゃいます『化学』で啓林館、それから8ページ下段に『コミュニケーション英語Ⅲ』で三省堂です。それから10ページ『広告と販売促進』で実教出版、それから中ほどに『経済活動と法』で実教出版、それから『財務会計Ⅱ』、これも実教出版、それから11ページ『電子商取引』で実教出版、一番下の『ビジネス情報管理』、これも実教出版、ここまでが全日制の9点になっております。それから定時制の方ですけれども、12ページ、一番上の『国語表現』

で大修館，それから4番目の『日本史A』で実教出版，それから13ページにいきまして『美術I』で三村図書，その次の『英語表現I』で三省堂，それから△印ではありますけれども，同一の教科書ですけれども，改訂版に変更しようとするものとして，『家庭基礎』で実教出版，最後に『ビジネス実務』で東京法令出版ということになっております。それぞれ右側には，選定理由を記載しておりますので，お読みいただきたいと思います。以上の選定理由によりまして16点の新しい教科書を含め，平成27年度使用を予定している全日制54点，定時制23点の教科書採択につきまして，ご検討の上，ご決定をお願いします。以上です。

谷委員長

この件に関して，質疑等はありませんか。

西森委員

質問があります。新規の検討すべき教科書が何点もあるということですが，これは，仮に新規に採用する教科書が増えたら，学生さんの経済的負担が増えるんですか。

学校教育課長

表の中ほどに学年というのを記しております，対象の学年又は学科，例えばすべての学年で使ったり，選択の中で使ったりということ，それぞれ使用する教科書によってすべての生徒が使う場合がありますし，選択の中で選ぶということがありまして，高等学校については基本的に無償ではございませんので，それぞれが負担をしていただくということで，これまで使っていた教科書に新たに変わるということで，それぞれのコース・内容によって，必要な教科書をここに出しているということでございます。

松原教育長

例えば国語が何々という教科書を使っていたら例えば200円という金額があれば，その教科書を使わないで新しい教科書で250円であれば，要は50円プラスになるという，結局は同じことです。

西森委員

差し替えのようなものですか。

松原教育長

差し替えのようなものです。

谷委員長

そういうことですね。

学校教育課長

はい。

谷委員長

値段的にはどうですか。だいぶ負担が増えますか。

竹村学校教育課指導主事

消費税分が上がっています。

谷委員長

それはやむをえないですね。

西森委員

具体的にイメージがわからなかったんですが，3冊の教科書はほぼ毎日使うという学科があったとして，この4冊目というのが普段ほとんど使わない，むしろ年に1回も開かないけど買えと言われたので買いました。というようなことで負担になるという状況がありますか。

竹村学校教育課指導主事

ないです。

西森委員

分かりました。

谷委員長

他にありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

【は い】

谷委員長

それでは他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 38 号「平成 27 年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 38 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 5 市教委第 39 号「平成 27 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。平成 27 年度以降に高知市立小・中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書の採択について、説明をさせていただきます。

お手元の「『学校教育法附則第 9 条による教科用図書』について」という資料をご覧ください。

まず初めに、「学校教育法附則第 9 条による教科用図書」について説明させていただきます。学校教育法第 34 条第 1 項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中学校及び特別支援学校にも準用されます。しかし、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られています。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっていまして、この図書を通称「9 条図書」と呼んでいます。

この 9 条図書は、検定済教科書では子どもの学習に適切でないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに 9 条図書の支給を受けるということとなります。

なお、9 条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子ども個人のもとなります。また、9 条図書は、検定済教科書のように用いて授業を行うというものではなく、子どもの学習活動を発展、拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9 条図書はこうした学習活動に対する子どもたちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展、拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、9 条図書の採択について説明させていただきます。採択の流れにつきましては、資料表紙の裏面に示してございます。この手順で平成 27 年度以降用について調査・研究を進めまして、本日は 16 冊のご審議をお願いすることになっております。9 条図書は、平成 15 年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいておりまして、本年度は 389 冊の一般図書の中から選べることになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加していますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの実態に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

お手元の資料の3枚目をご覧ください。本日ご審議いただきたい16冊の一覧でございます。16冊の内訳は、1から7までが県立特別支援学校から希望のあった一般図書です。8から16までは、高知市立小・中学校及び高知市立養護学校が採択を希望している一般図書です。次のページ以降は、この16冊の本の内容構成や印刷、表現、価格等について調査・研究した結果でございます。なお、これらの本の中には、9条図書の選定基準への適合について少しご意見もいただいております。例えば、資料12番の「ことばつかいかた絵じてん」があらうかと思えますけれども、価格が3,800円と少し他の図書に比べると高価になっています。前年度の実績を考慮して、あまり高額なものに偏らないという観点から、少し選定基準に合わないのではないかという意見をいただいております。それから、13番の「牛乳パックであそぼう」という本でございますが、9条図書の体裁は成していますが、この本は、再版の予定もなく現時点では入手が困難な書籍であるため、先に行われました調査・研究の中では、採択には適切ではないとの意見もいただいております。16冊の本も用意してありますので、ご覧いただき採択についてご審議いただきたく思います。以上よろしく願いいたします。

谷委員長

それでは、質疑等をお願いします。

松原教育長

12番ですが、採択委員会の意見として価格が高いから望ましくないのではないかという意見があったということですが、それはどういうことですか。

学校教育課長

一覧の左側にあります一般図書選定基準の3の(5)のところに価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないことという選定基準があって、その一覧表にありますように、他の希望のあった図書に比べると少し3,800円というのは高額であるとの意見をいただいたところであります。

松原教育長

この基準はどこが作った基準ですか。

学校教育課長

この選定基準は、県立の特別支援学校における選定基準を元に、高知市で定めております。

山本委員

図書の傾向というのは、最近は読むというより体験するような感じのものが増えているんですか。

小笠原教育研究所指導主事

一応、歌詞カード等がついているということで図書の体裁を成しているとみなしているんですけども、特に障害が重度のお子さんになりますと見るというより聞くといいことを楽しんだり、ボタンを操作するというのを楽しんだり、そこから興味を持っていくということで、特に県立特別支援学校からの希望があります。

谷委員長

どうでしょうか。

山本委員

そう言われたら、そうでしょうかね。これが図書なのかという感覚がありますが。

西森委員

『ふしぎなクレヨン』というのも問題集と言うのは適切ではないというか。図書としての体裁の要件がある中で、これはクレヨンがくっついていて、中を読みながら書き込んでいく体裁ですよ。多分。これは特に事前にどこかから異議はなかったですか。

小笠原教育研究所指導主事

特に審査の先生方からは、ご意見はなくて、このシリーズは今までも採択されておまして、クレヨンがついているというのは、初めてですけれども、塗って書けるというのはシリーズで割りと採択されております。

西森委員

そうですか。

野並委員

音が出るとか、そういうのは良くわかるんですが、例えばこの15番ですが、これを個人に渡すということですよ。これを見ますと、大変詳しくマニアックに書かれていまして、高度な内容のように思えます。ものすごく個々の仕事の器具とかについて、かなり高度なという印象を受けるんですけども、個人に渡すものですかと思います。

松原教育長

やはり障害の多様化というか、高度な子どももいるということで、こういう図書についてはできるだけ多様性のあるものを一応採択しておいて、その中で個々の子どもたちに状況によって選ばすということが基本ではないかと思います。

西森委員

今の教育長とのお話とも関連するんですが、こうやって採択する時に入手が可能でないものが入っていることがいがかたという問題がこれについてはあるということですね。これでやりたいと子どもさんがせっかく言ったのに手に入らない。ではなぜリストにあるのということが起きるということですね。

松原教育長

こういうものも毎年欲しいという要望をあげていくことによって、再版という可能性が出てくるということもあるので、今回は難しいにしても、将来的に再版して欲しいという願いも込めてやっていくという話も聞いたが、どうですか。

小笠原教育研究所指導主事

はい、そういった形で前年度も採択しておきますといった経過もあって、今回も審議に掛けさせていただきます。

松原教育長

ただ私は、3,800円が高いからどうかという話があったが、子どものことを考えると国の予算の時にはそうかもしれないが、採択の時に高いからという理由で採択しないのはどうかと思う。高くてもいいものは採択すればいいと思うので、わざわざ高知市の採択の基準の中にいれる必要はないのではないかと思います。

谷委員長

だからいろんな個別に障害の種類とか程度とかがあるし、この中で特に興味を示すというか度合いも子どもによっては違うということはあるんですよ。私はこの『ことばつかいかた絵じてん』なんかは、こういうものこそ与えたいという気はしますよね。興味を示す子もいれば、そこまでいかない子もいるかもしれないけども。

松原教育長

いいと思いますよ。高いだけのことはある。だから高いから採択しないということにはならないという。

谷委員長

ということですが、他にご意見はありませんか。

この4番のは、タンバリンのですか。こういう音の出るものもいいだろうけど、言語的なもの必要で、ある程度全体の16の中でバランスをとって考えていくということですかね。

小笠原教育研究所指導主事

はい、あまりこういった機器的なものに偏らないようには。

谷委員長

あまりこのようなものばかりでもどうかと思うので。

松原教育長

無償の対象は各教科1点だけよね。

小笠原教育研究所指導主事

はい。

谷委員長

これは、全部が無償ではないわけですか。

小笠原教育研究所指導主事

教科で複数の教科書を採択しない場合、その代わりとして1つ選ぶことができるということです。

松原教育長

例えば国語なら国語で1つだけ採択するのであれば無償ということです。

西森委員

この高い本は重さも相当ありそうなんですけども、こんなのは基本的に学校で置いて使うんでしょうね。

谷委員長

そうですね。

ということですが、よろしいですか。その他にもありましたらどうぞ出してください。

西森委員

やはりこれは、その児童生徒さんによって、はまる教科書に出会った時はその後が変わってくるというか反応がいいんでしょうね。

小笠原教育研究所指導主事

はい。

谷委員長

子どもたちに一番いいものを与えていかなければいけないと思いますので。

他によろしいですか。構いませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了して、採決に移ります。市教委第39号「平成27年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第39号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6 市教委第40号「高知市公立学校教員に係る措置について」を議題とします。この案件は、個人情報を含む内容のため秘密会といたします。また、市教委第41号の案件の審議内容は、8月末までの間、非公開といたします。

この2件の案件について、秘密会及び非公開としてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、この2件の案件について、秘密会及び非公開といたします。

(日程第6 市教委第40号「高知市公立学校教員に係る措置について」は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

谷委員長

秘密会を解きます。

それでは、日程第7 市教委第41号「平成27年度使用高知地区小学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く)の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課野村でございます。小学校教科書採択に関する説明をさせていただきます。まず資料の説明をさせていただきます。

資料1ページをご覧ください。本市の教科書採択の仕組みでございます。4月の定例教育委員会的时候にも説明をさせていただいたとおりですけれども、6月17日に高知地区小学校教科用図書調査研究委員会からの報告を受けた採択協議会は、種目ごとに3種を選定し、教育委員会に答申しております。答申が左側の④、答申(7月)というところになります。

2ページをご覧ください。2ページは本市の小学校教科用図書の調査研究方針でございます。

3ページが今回調査研究を行った小学校教科書の一覧でございます。今回、調査研究・採択の対象となる教科書は9教科11種目、14者の247点になっております。

次に4ページをご覧ください。4ページは、現在の高知県内の公立小・中学校で使用している教科書の一覧でございます。

次に5ページでございます。5ページは、6月に高知教科書センター及び市民図書館で行いました教科書展示会における市民からの意見や感想ですけれども、教科書や採択にかかわるご意見等はございませんでした。

次に6ページからでございます。6ページ以降の資料につきましては、本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会の友村憲朗委員長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、9教科11種目につきまして、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種ずつ選定しております。7ページの別紙報告書をご覧ください。まず国語において選定された3種に共通する特徴が記載されております。以下、同様に、各種目の共通する特徴が記載されております。

なお、採択協議会の役割は「種目ごとに3種を選定すること」でございます。その3種の評価や順位性については記載をしておりません。

また、地図や音楽、図画工作や家庭は、もともと2社のみの発行となっております。採択協議会におきましては、今回、そのすべてがふさわしいものとして選定されております。

今回の小学校教科書全体を通じての特徴及び傾向について少し説明させていただきます。平均ページ数は、2009年度検定と比べますと9.0%増となっております。それから前回の2009年度検定と比べまして、発展的な学習内容のページ数が増えた教科・種目は書写と理科、保健でございました。このうち保健は、ほぼ倍増となっております。これは地震や津波に対する備えや避難といった記述が東日本大震災を受けて大幅に増えたためです。小学校5、6年生で身の回りの事故やけがの防止について学びますが、自然災害への対応は中学校での学習内容であるため発展的な扱いとなっております。また、全教科を通じまして、討論や意見発表などの言語活動を活発にし、その力を伸ばすという学習指導要領の基本方針から、話し合いやノートのとり方、自分の意見と他人の意見の違いの整理、調べ学習の方法などを細かに例示するといった特徴が見られます。なお、委員さんの後ろには、採択協議会で3種選定された教科書見本を、お一人おひとりに用意してございます。本日は、採択協議会からの答申を参考にさせていただきまして、種目ごとに1種ずつ、採択していただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

谷委員長

この案件については、本日の委員会のみで結論を出すことは難しいと思います。次回の委員会までに資料に目を通して、その上で結論を出してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

それでは、市教委第41号「平成27年度使用高知地区小学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）の採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しくださるようお願いいたします。

松原教育長

この教科書は、私たちが調査、研究のために見たい場合にはどこに行ったら見ることができますか。

学校教育課長

教育委員室です。

松原教育長

教育委員室においてあるということですね。

谷委員長

続いて報告事項です。「高知市立中学校生徒の問題行動について」ですが、この案件は、個人情報を含む内容のため秘密会といたします。

この案件について、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件について、秘密会といたします。

（報告事項「高知市立中学校生徒の問題行動について」は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。）

谷委員長

秘密会を解きます。次に「土佐山小中一貫教育校の通称決定について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の和田でございます。お手元に配布させていただきました2枚の資料を元に説明させていただきます。いよいよ平成27年4月に開校します土佐山小中一貫教育校についての通称ですけども、先日来、新聞報道でもされました「土佐山学舎」になるということで決定しております。

本日は、5月に行いました通称についての検討、審議、決定までの流れを合わせまして、報告させていただきますと思います。

まず、通称決定までの流れといたしましては、中学校に事務局がございまして開校準備協議会に附属する組織として通称検討委員会を設置いたしました。これは旧の土佐山村関係者、有識者、地域代表からなる6名の委員で構成されまして、そこで選考審査を行い、そして候補として3点を高知市教育委員会に報告しました。

そしてその報告を受けて、高知市教育委員会事務局内におきまして、協議を行い、教育長までの決裁として通称1点を決定するという流れで決定しております。

詳細についてですけども、全体の応募総数が81点、これについて6月12日の開校準備協議会で、まず報告されまして、その後、6月18日の通称検討委員会が開催されました。この通称検討委員会において2回ほど協議を重ねた結果、お手元の資料にございます1番「土佐山みらい学校」、2番「土

佐山学舎」，3番「土佐山学園」この3点について，お示しのとおり推薦理由と合わせまして，この教育委員会の方に報告がなされました。

そして，この3点につきまして，高知市教育委員会事務局にて，協議を行い，決裁をとりまして，通称を「土佐山学舎」ということに決定をして，開校準備協議会の方にも報告をさせていただきました。その後，新聞報道等もされたということです。学校名であれば，この教育委員会で協議ということになりますけれども，今回は通称ということで報告ということになります。

お手元の2枚目にありますけれども，推薦理由が非常に響きのある言葉が多く込められているというところを認識いたしまして，決定をしたことが大きいかと思えます。

「土佐山学舎」に決定したところですが，3つに共通するところは「土佐山」が入っているところで，学舎というものは，学び舎を意味する言葉であって，非常に土佐山地域の自然豊かな情景にもびったりマッチしているということ，学舎という言葉は学校という事にとどまらず，学びの場を包括的に表す言葉である。そして，学舎という言葉は，実は土佐山地域が理念として持っていたこれまでの社学一体という言葉と非常に似通っているということ，西川地区には，自由民権運動の発祥の地の一つとされる西川山嶽社というのがございまして，この土佐山学舎との表記が日常的に「とさやまがくしゃ」という一方で「とささんがくしゃ」とも読み替えるということが出来ます。このことから一貫校を土佐の「さんがくしゃ」と捉えることもできまして，伸びやかで闊達な気風と，そして高い志を育む学校にしていけるという強い思いがあるということで，事務局でも共感したという事が大きなところ です。以上です。

松原教育長

名前に負けないようないい学校を作っていきますので。

教育政策課教育企画監

今週の火曜日にファインダースコープというところで特集を組まれています。

西森委員

ロゴとキャラクターと校歌はどのようになりますでしょうか。

教育政策課教育企画監

このあと、『あかるいまち』の8月号では，校章デザインの募集を始めます。そして校歌というよりは小中学校の共通で土佐山学舎の愛唱歌を考えています。また委員さんのおっしゃったロゴとかキャラクターも内々には作っていかうかと考えております。これまでにない学校づくりを進めていき，いろんな形でアピールしていきたいと思えます。

谷委員長

良く聞いていたら「土佐山学舎」の名前の意味というかすごくいいと思えます。自由民権運動発祥の地の一つとは知りませんでした。素晴らしい。山本委員この件に関しては何かありますか。

山本委員

皆さんのお力をよろしくお願ひしたいと思えます。

谷委員長

それではこの件については，よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

以上で，本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時55分

署 名

委員長

3番委員
